

# 国見町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

## 背景

平成25年4月の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「措置法」という。）の施行に伴い、措置法第8条の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画との整合性を確保しつつ、「国見町新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成しました。

## 計画の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- (2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

## 計画の対象とする感染症

- (1) 新型インフルエンザ等感染症
- (2) 新感染症等（感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの）

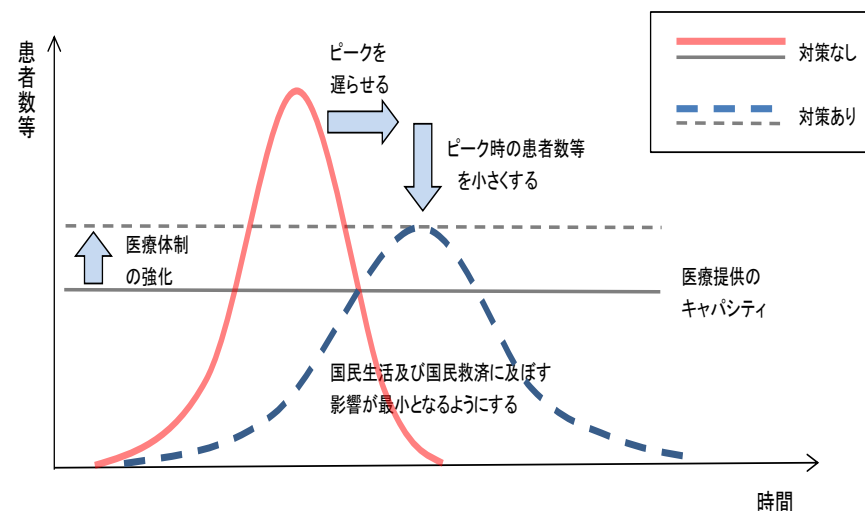
## 対策推進のための主な役割分担

国	国全体としての態勢を整備。新型インフルエンザ等発生時の基本的対処方針（「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」※1を含む）の決定と推進。
県	実施主体としての中心的役割。地域医療体制の確保。市町村や関係機関との調整、支援。
町	住民への予防接種（住民接種※2）の実施や情報提供。要援護者への支援。
医療機関	診療継続計画に基づく医療提供の実施。院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等。
町民	マスク着用・咳エチケット・手洗い等の個人レベルでの感染対策の実践。

## 計画の構成

- I はじめに
  - ・対策の基本的方針や措置を示す
  - ・病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に低い場合等様々な状況に対応できる選択肢を示す
- II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
  - 計画の主要5項目 ①実施体制 ②情報収集・提供・共有 ③予防・まん延防止
  - ④予防接種 ⑤町民生活と地域経済の安定の確保
- III 各段階における対策
  - 発生段階（未発生期・海外発生期・県内未発生期(国内発生)・県内発生早期・県内感染期・小康期）

〈対策の効果 概念図〉



※1 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」とは、国民の生命・健康に著しく、重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響をおよぼすおそれがあると認められる時に、特措法に基づき国が宣言を行う。

※2 「住民接種」とは、国の基本的方針に基づき、市町村が地域の住民に対して、予防接種法に基づき臨時に行う予防接種。

※3 「特定接種」とは、国が登録した新型インフルエンザ等対策に携わる事業者（登録事業者）の従業員や対策に従事する者に対して、臨時に行う予防接種。

<発生段階ごとの主な対策の概要>

(★「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」※<sup>1</sup>時の対策)

発生段階 対策の 目的 項目	未発生期	海外発生期	県内未発生期 (国内発生)	県内発生早期	県内感染期	小康期
		・国、県と連携し事前準備	・国(県・町)内発生遅延と発生に備える	・町(県)内発生遅延と発生に備えた体制整備	・感染拡大の抑制と感染拡大に備える	・健康被害、町民生活への影響を最小限に抑制
(1)実施体制	・町行動計画等の作成 ・体制整備と国・県等との連携強化	・国・県等の初動対処方針等について、庁内での情報共有 ・町対策本部設置準備	・国・県の基本的対処方針に基づき町も柔軟に対策を決定 ・状況に応じ任意の町対策本部の設置 ★特措法に基づく町対策本部を設置			・緊急事態解除宣言により町対策本部の廃止 ・国・県とともに第二波に備える
(2)情報収集提供・共有	・情報収集と町民等への情報提供 ・相談窓口の設置準備	・情報収集と町民等への情報提供、注意喚起 ・国・県・関係機関等との情報共有 ・県一般相談窓口(コールセンター)の周知と、状況に応じ町にも相談窓口を設置				・町相談窓口の体制縮小
(3)予防・まん延防止	・個人、地域、職場における感染予防対策等の普及啓発	・町民等へマスクの着用、咳エチケット、うがい、手洗い等の基本的感染予防策の勧奨 ・県が行う事業所、施設、学校等へのまん延防止策の要請等の取り組みに協力 ・臨時休業(学級・学年閉鎖、休校等)を適切に行う ★国が示す方針に基づき、県が行う対策(不要不急の外出自粛等の要請、施設等の使用制限及び催物の開催制限等の要請等)への連携、協力			・県と連携し、海外発生状況、渡航者への注意喚起等の国の見直し内容を町民に周知、	
(4)予防接種	・住民接種※ <sup>2</sup> 特定接種※ <sup>3</sup> 実施体制の構築	・特定接種※ <sup>3</sup> の準備・実施(国・県の対処方針に基づき) ・住民接種※ <sup>2</sup> の具体的準備	・特定接種を継続 ・国、県と連携し住民接種の準備・実施(新臨時接種:予防接種法第6条第3項) ★特措法第46条に基づく臨時の予防接種(予防接種法第6条第1項)として実施		・第二波に備えた住民接種の継続	
(5)町民生活及び地域経済の安定の確保	・要援護者把握と生活支援体制の検討 ・県の要請に応じて、火葬能力等の把握 ・物資及び資材の備蓄等	・要援護者への周知、支援ニーズ把握等の準備	・県と連携し、町民へ食料品、生活必需品等の購入に当たっての適切な行動の呼びかけ	・要援護者への日常生活に係る支援	・在宅で療養する患者への支援 ★要援護者への更なる生活支援(見回り、介護、搬送等)の対応	★国、県と連携し、緊急事態措置の縮小・中止
		・県等からの要請に基づき、臨時遺体安置施設等の確保	・円滑な火葬の実施と状況に応じて臨時遺体安置所の活用 ★埋火葬手続きの特例			
		★水の安定供給 ★県と連携し、関係事業者等へ生活関連物資等の適切な供給を要請				

[※1、※2、※3の説明は1頁]